



## 概要版



# 三春町こども計画

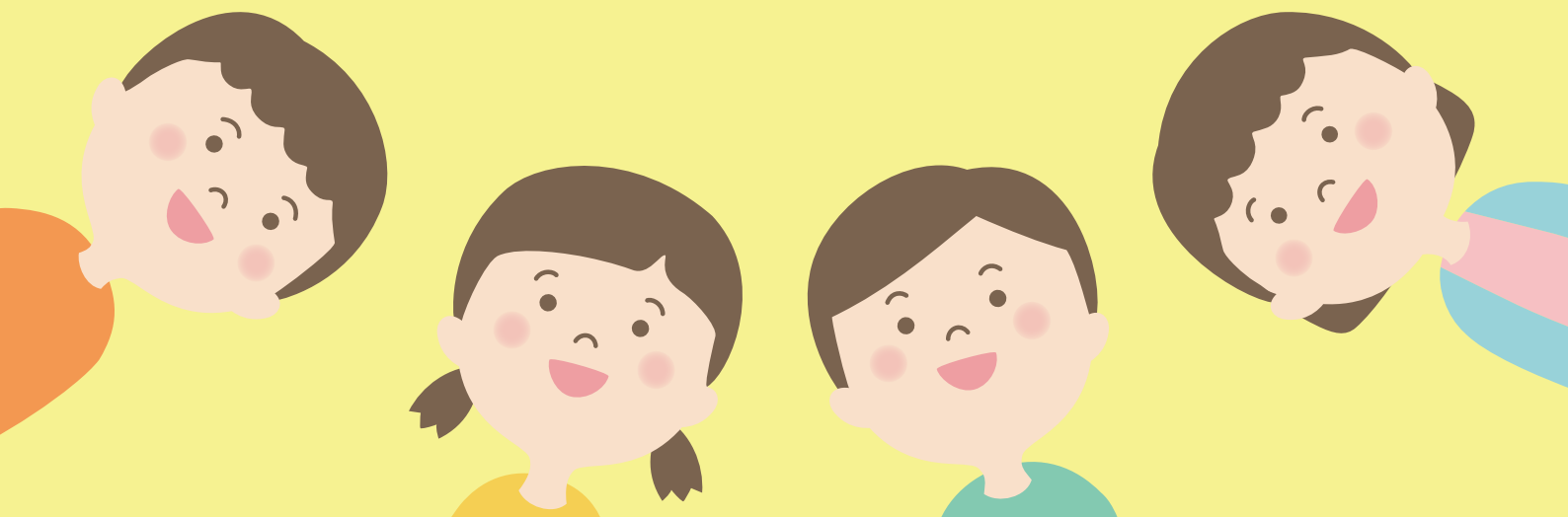
令和7年度～令和11年度



**“みはるが好き”**なこどもあふれるまち 三春  
～地域ではぐくむ郷土愛と豊かな心～

令和7年3月

三春町



## 計画策定にあたって

### ▶計画策定の趣旨

国において令和5年4月、すべての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」が施行されました。さらに、同年12月、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法および子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、3大綱が示す課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現をめざすべく「こども大綱」が策定されました。

本町では、子ども・子育て支援法等に基づき、5年を1期とする「三春町子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたり（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）策定し、三春町全体で子育てを支える環境づくり、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めてきました。

これまで取り組んできた「三春町子ども・子育て支援事業計画」の方向性を引き継ぎつつ、「子ども基本法」および「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、少子化対策や子どもの貧困解消対策、子ども・若者育成支援等の施策を統合し、一体的に取りまとめた「三春町こども計画」を策定します。



### こどもまんなか社会



すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法および子どもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会



## 計画の期間と位置付け

### ▶計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とした計画とします。

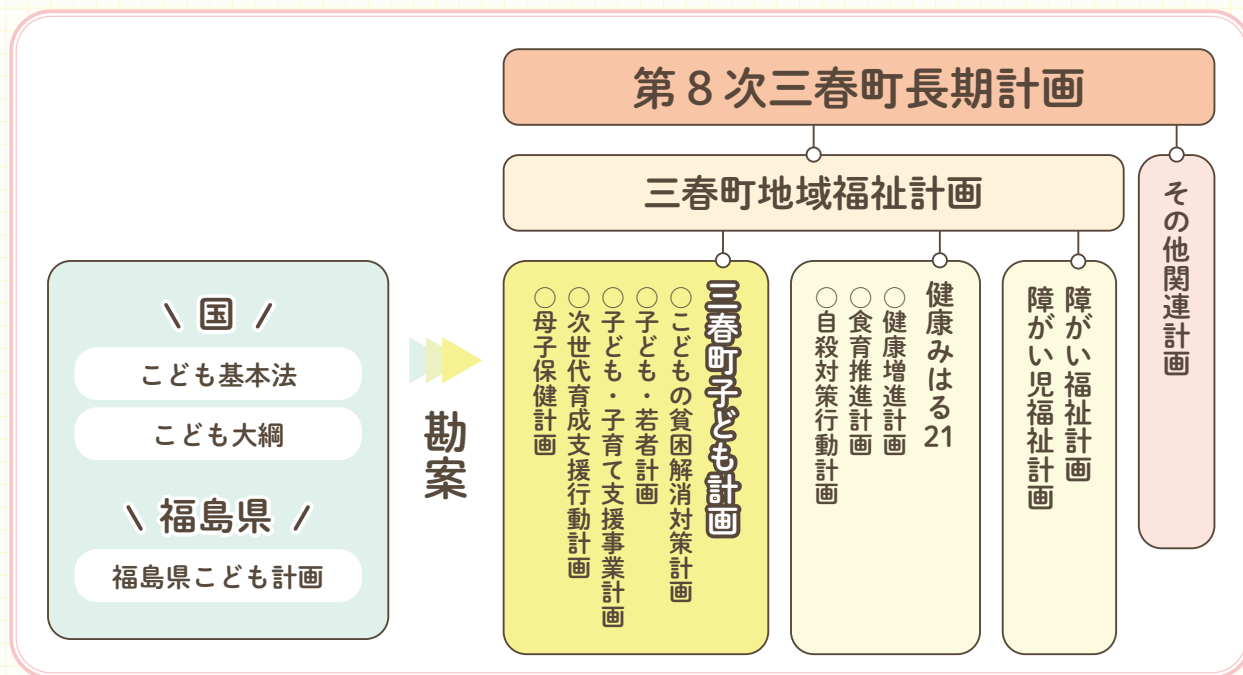
なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

| 令和4年度                  | 令和5年度 | 令和6年度      | 令和7年度    | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度     | 令和12年度 |
|------------------------|-------|------------|----------|-------|-------|--------|------------|--------|
| 第2期三春町<br>子ども子育て支援事業計画 |       |            |          |       |       |        |            |        |
|                        |       | 次期計画<br>策定 | 三春町こども計画 |       |       |        |            |        |
|                        |       |            |          |       |       |        | 次期計画<br>策定 | 次期計画   |

## ▶ 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「市町村子ども・若者計画」、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「市町村母子保健計画」を一体のものとした計画です。

また、本町の最上位計画である「第8次三春町長期計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「三春町地域福祉計画」、その他、こども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



## ▶ 計画の対象

本計画の対象は、こども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭及び若者を主たる対象とします。

また、取り組みによっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

### 「こども」・「若者」の定義について

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。

おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。

（こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より抜粋）

| 乳幼児期         | 学童期 | 思春期          | 青年期                                   |
|--------------|-----|--------------|---------------------------------------|
| 義務教育年齢に達するまで | 小学生 | 中学生から概ね18歳まで | 概ね18～30歳<br>※施策によってはポスト青年期（30～39歳）も含む |

## 計画の基本的な考え方

### ▶計画の基本理念

#### 基本理念



**“みはるが好き” なこどもあふれるまち 三春**  
**～地域ではぐくむ郷土愛と豊かな心～**



本計画では、「“みはるが好き” なこどもあふれるまち 三春 ～地域ではぐくむ郷土愛と豊かな心～」を基本理念として掲げ、滝桜保存会等の町の豊かな自然環境を守る取り組みや、三匹獅子、盆太鼓、長獅子等の伝統文化の継承、こども神輿や地区運動会等の地域活動、コミュニティスクール等の地域住民との関わりや地域資源を活かした教育等を通じ、こどもや若者が世代を超えた人と人とのつながりの中から、「みはるが好き」という郷土愛と地域を守る気持をはぐくみます。

地域全体でのこども・若者への支援、子育て世帯への支援を通じて、こども・若者はもちろん、多くの世代が三春町に住み続けたいと思えるまちづくり、また、進学や就職で町外への転出した場合でも、まちへの郷土愛を持ち続け、将来的に戻ってきたり、「ふるさと」として大切に思い続けてもらえるまちづくりをめざします。

### ▶計画のめざす姿



#### めざす姿1 こども・若者を地域全体ではぐくむまち

本町は豊かな自然、文化、伝統があり、世代を超え文化、伝統が伝承されています。また、各地域の特徴を大切に、地域住民が関わりあい、地域づくり、子育てを行っています。今後も地域全体でこども・若者をはぐくむまちづくりを進め、幼少期から人とかかわり、地域とかかわりを通じてこども・若者も含めた多世代の地域コミュニティづくり、地域への親しみや郷土愛の意識を醸成し、こども、若者を含め多くの人が町の魅力を再認識し、将来も住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。

また、すべての子育て当事者が安心して子育てができるよう、幼児期から切れ目のない経済的負担の軽減や、さまざまな子育て支援事業を提供します。子育てと仕事を両立しやすくし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図ります。



#### めざす姿2 こども・若者が自分らしく成長できるまち

こどもや若者に対する支援を推進するため、妊娠・出産から乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、こどもの成長段階に応じた支援の充実を図り、こどもの心身の成長や、若者の将来の生活を幸せな状態で送ることができるよう、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない施策の充実を図ります。



## めざす姿3 こども・子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

こども一人ひとりの個性を尊重して可能性を拡げ、活躍できる社会をめざすために、こどもの権利について広く周知し、社会全体で共有するとともに、こども・若者とその家族がいきいきと生活できる環境づくりに努めます。

障がい、疾病、虐待、生活困窮、その他の事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、こどもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

## 施策の展開

### めざす姿1 こども・若者を地域全体ではぐくむまち

#### 【基本施策と主な事業】

##### 基本施策（１） 子育て家庭と地域のつながり

###### 主な事業

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 幼稚園在園児対象の一時預かり事業（預かり保育）
- 一時預かり事業（預かり保育事業以外）
- 子育て学びふれあい事業
- 育児サークル、親子活動サークルへの支援事業
- スポーツ少年団等への育成・支援事業
- 交通安全指導・啓発事業
- HP・冊子等による子育ての情報提供事業

##### 基本施策（２） こどもの居場所、遊び、体験機会の提供

###### 主な事業

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 自然教室事業
- 読書活動推進事業
- 放課後こども教室推進事業（まほらっこ教室）
- こどもの遊び場づくり事業

##### 基本施策（３） 子育て支援サービスの充実

###### 主な事業

- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 多様な主体の参入を促進するための事業
- 保育士・幼稚園教諭スキルアップ事業

##### 基本施策（４） 経済的支援の充実

###### 主な事業

- 子育て支援医療費助成事業
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業
- すくすく子育て電子マネー交付事業
- 就学援助事業（小中学校）
- 不妊治療費・不育治療費助成事業
- チャイルドシート貸し出し事業（交通安全協会町連合会）
- 奨学金返還支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 幼稚園在園児対象の一時預かり事業（預かり保育）

## 基本施策（５） 子育てと仕事の両立支援

### 主な事業

- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 病児・病後児保育事業
- 幼稚園在園児対象の一時預かり事業（預かり保育）
- 一時預かり（預かり保育事業以外）事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

## めざす姿２ こども・若者が自分らしく成長できるまち

### 【基本施策と主な事業】

#### 基本施策（１） 妊娠・出産から乳幼児期までの支援

### 主な事業

- 利用者支援事業（こども家庭センター型）
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 妊産婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 乳幼児健康診査事業
- 乳幼児歯科健康診査事業
- 新生児訪問事業
- 個別育児相談事業
- 乳幼児育成支援事業（すてっぷくらぶ）
- 産前・産後サポート事業（ままカフェみはる）
- 不妊治療費・不育治療費助成事業

#### 基本施策（２） 学童期・思春期への支援

### 主な事業

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 自然教室事業
- 読書活動推進事業
- 放課後こども教室推進事業（まほらっこ教室）
- こどもの遊び場づくり事業
- スポーツ少年団等への育成・支援事業

#### 基本施策（３） 青年期への支援

### 主な事業

- 結婚新生活支援事業
- 出会いの場創出事業



## めざす姿3 こども・子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

### 【基本施策と主な事業】

#### 基本施策（１） こども・若者の権利についての理解促進と社会参画

##### 主な事業

- 保育士・幼稚園教諭スキルアップ事業

#### 基本施策（２） こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

##### 主な事業

- 食育推進事業
- ５歳児発達相談事業
- 予防接種事業（法定接種）
- 利用者支援事業（こども家庭センター型）
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 妊産婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 乳幼児健康診査事業
- 乳幼児歯科健康診査事業
- 新生児訪問事
- 個別育児相談事業
- 乳幼児育成支援事業（すてっぷくらぶ）
- 産前・産後サポート事業（ままカフェみはる）

#### 基本施策（３） こどもの貧困対策

##### 主な事業

- 子ども食堂「みんなの食堂」事業
- フードバンク事業
- フードドライブ事業
- 第２子以降の給食無償化事業
- 学びの支援センター「あこがれ教室」事業
- 利用者支援事業（こども家庭センター型）
- 子育て支援医療費助成事業
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業
- すくすく子育て電子マネー交付事業
- 就学援助事業（小中学校）
- 奨学金変返還支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 基本施策（４） 障がいのあるこども・若者への支援

##### 主な事業

- 特別支援教育・保育事業
- 医療的ケア児支援事業（医療的ケア児等コーディネーターの配置、レスパイト訪問看護）
- 乳幼児健康診査事業

## 基本施策（５） 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

### 主な事業

- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング事業）

## 基本施策（６） こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取り組み

### 主な事業

- 子育て学びふれあい事業
- 交通安全指導・啓発事業

## 計画の目標値

| 目 標                                                   | 現状値<br>(令和 6 年度)                             | 目標値<br>(令和 11 年)                             |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 「将来の夢や目標」がある人の割合                                      | 15～29 歳<br>65.7%                             | 15～29 歳<br>70.0%                             |
| 「三春町はあなたの将来の夢や目標をかなえられる場所」と思う人の割合                     | 15～29 歳<br>26.8%                             | 15～29 歳<br>50.0%                             |
| 「今後も三春町で暮らしたい」と思う人の割合                                 | 15～29 歳<br>19.1%                             | 15～29 歳<br>50.0%                             |
| 「生活の満足度」<br>（「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）        | 小学 5 年生<br>平均 7.64 点<br>中学 2 年生<br>平均 7.37 点 | 小学 5 年生<br>平均 8.00 点<br>中学 2 年生<br>平均 8.00 点 |
| 「今の自分が好きだ」<br>（「0」（まったくあてはまらない）から「10」（あてはまる）          | 15～29 歳<br>平均 5.51 点                         | 15～29 歳<br>平均 8.00 点                         |
| 「自分には自分らしさというものがある」<br>（「0」（まったくあてはまらない）から「10」（あてはまる） | 15～29 歳<br>平均 6.3 点                          | 15～29 歳<br>平均 8.00 点                         |
| 「気軽に子育てについて相談できる人、場所」がある人の割合                          | 就学前児童保護者<br>88.4%<br>小学生保護者<br>88.8%         | 就学前児童保護者<br>95.0%<br>小学生保護者<br>95.0%         |
| 「自分の将来について明るい希望を持っている」人の割合                            | 15～29 歳<br>40.6%                             | 15～29 歳<br>70.0%                             |
| 気分障害・不安障害のリスク該当者割合                                    | 小 5・中 2 保護者<br>23.0%                         | 小 5・中 2 保護者<br>15.0%                         |

## 三春町こども計画 概要版

令和 7 年 3 月

発 行 三春町 子育て支援課 子育て支援グループ  
〒 963-7796 福島県田村郡三春町字大町 1-2  
TEL 0247-62-0055 FAX 0247-62-3232